

第1章 総則

1 趣旨

この基準は、水道法、同法施行令、同法施行規則及び宗像地区事務組合水道給水条例、宗像地区事務組合水道給水条例施行規程並びに給水装置の構造及び材質の基準に関する規程等に基づき、給水装置工事の適正な施行を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 給水装置の定義

給水装置とは、水道法第3条第9項により「需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう」と定義づけられていて、機構的に配水管と直結して有圧のまま給水するものである。

配水管の水圧と縁が切れた構造になっている受水槽以下の設備は、たとえ需要者に水を供給するための設備であっても、水道法でいう給水装置ではない。

※ 給湯設備等については、給水管と直結されていても上流に設置されたバルブをもって縁が切れたものとみなすので普通、給水装置には含まない。

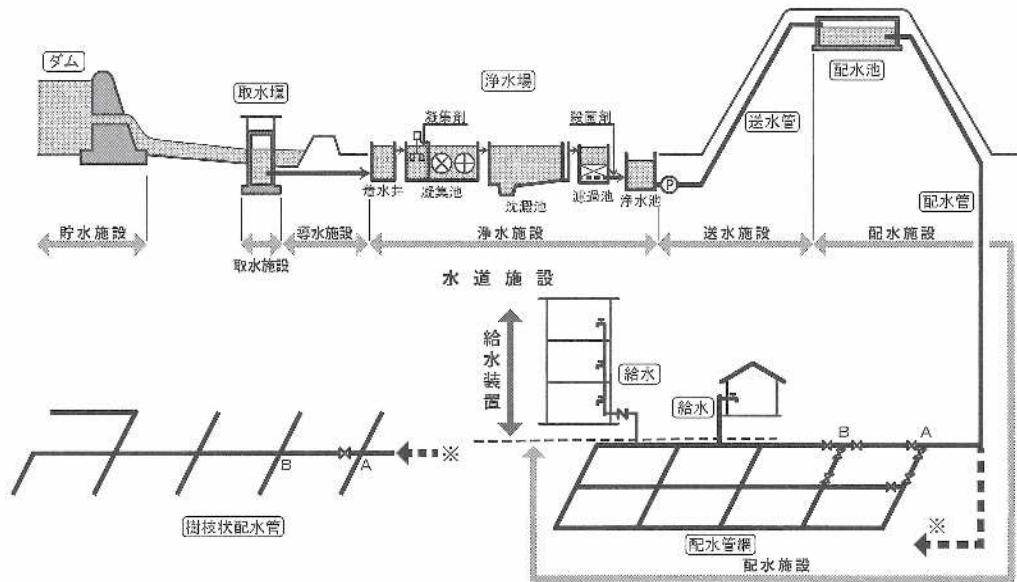


図1-1 水道施設概要図

給水装置工事技術指針 本編[2017.8]より引用

【一般】

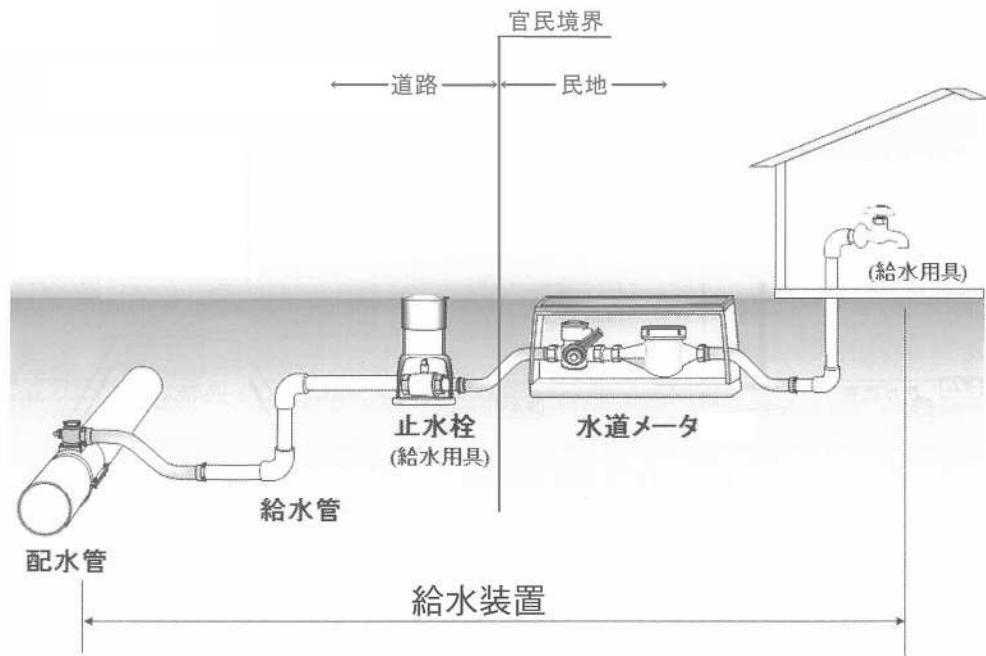


図1－2 給水装置の概念図（一般）

給水装置工事技術指針 本編[2017.8]より引用

【受水槽式】

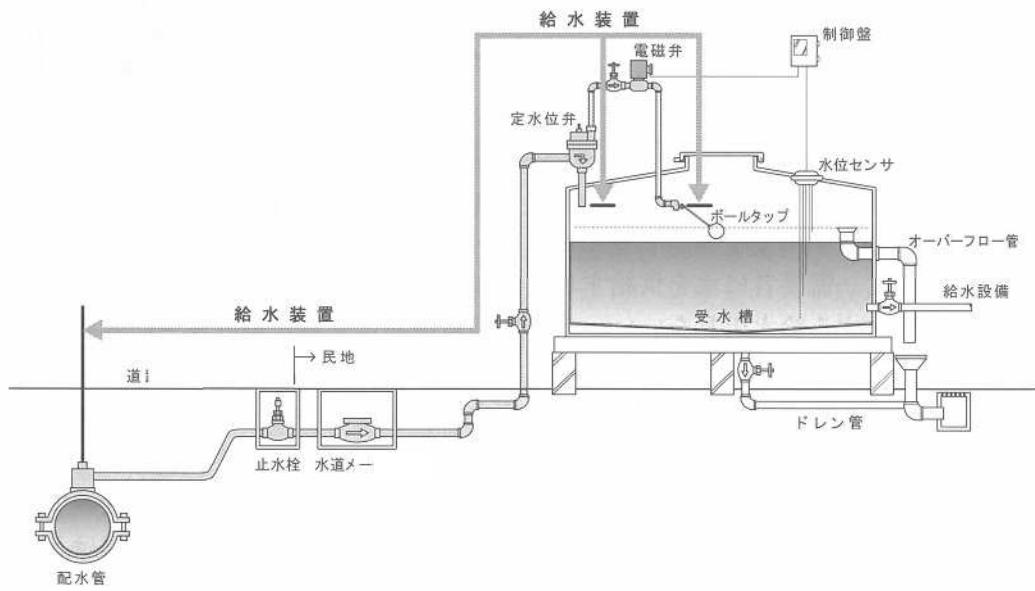


図1－3 給水装置の概念図（受水槽式）

給水装置工事技術指針 本編[2017.8]より引用

3 給水装置の種類

給水装置は、供給される水の使用目的によって専用給水装置・共用給水装置・私設消火栓の3種類である。
(宗像地区事務組合水道給水条例第4条)

- (1) 専用給水装置 1戸、又は1箇所で専用するもの
- (2) 共用給水装置 1個の水栓を2戸以上で共用し、又は公衆の用に供するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

4 給水工事の種類

- (1) 新設工事 新たに給水装置を設ける工事
- (2) 改造工事 既設給水装置の位置又は口径を変更する工事、給水装置の取替を行う工事及び給水栓の数を増減する工事

例1：メータボックスを移設する工事

例2：井戸水給水から水道水給水に切替える工事（井戸水・水道水併用給水を含む）

例3：水道水給水から井戸水給水に切替える工事（井戸水・水道水併用給水を含む）

例4：受水槽給水から三階以上直結直圧給水に切替える工事 等

- (3) 修繕工事 給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事
- (4) 撤去工事 給水装置を配水管、または他の給水装置から取り外す工事

※工事の申請が不要な工事

- 給水装置の軽微な変更
 - ア. 単独水栓の取替え及び補修
 - イ. こま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る）

5 給水方式

- (1) 直結式給水

直結式給水とは、給水装置の末端給水栓まで配水管の水圧を以って給水する方式で、配水管の水圧及び水量が十分で、常時円滑な給水が可能で水槽式以外の場合とする。

- (2) 水槽式給水

水槽式給水とは、配水管からの直接給水をいったん水槽に受け、ポンプ等により給水する方式で、次頁のとおり3種類ある。

ア. 水槽式高置水槽給水

水槽式給水の原形をなすもので、受水槽に受水したのちポンプで更に高置水槽へ揚水し、自然流下により給水するものであり、水槽式加圧給水や圧力タンク給水方式が開発される以前の中高層建築物は全てこの方式であった。

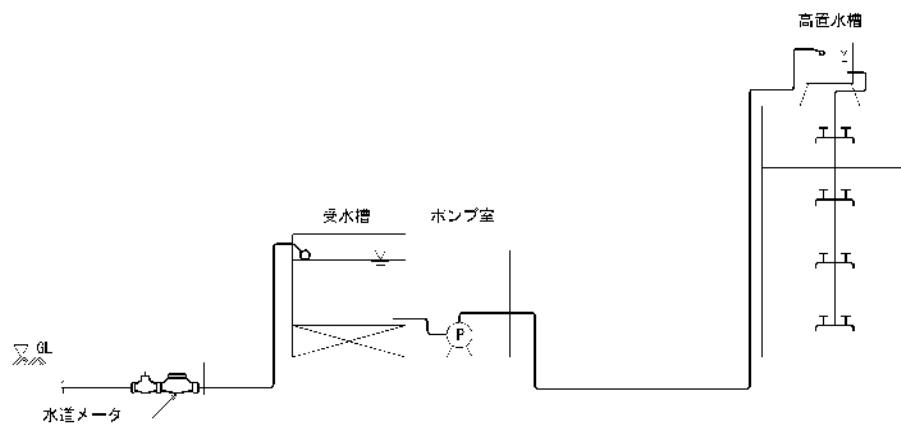


図1-4 水槽式高置水槽給水概念図

給水装置工事の手引書 [2020.1]より引用

イ. 水槽式加圧給水

受水槽から需要水量に応じて、加圧ポンプの回転速度の変化又は運転台数を調整することにより、加圧ポンプの吐出流量を制御し、高置水槽を経由せずに給水する方式をいう。

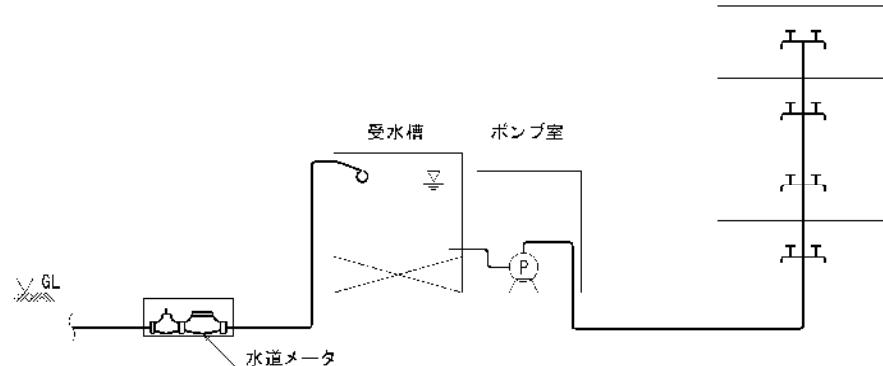


図1-5 水槽式加圧給水概念図

給水装置工事の手引書 [2020.1]より引用

ウ. 水槽式圧力タンク給水

ポンプで水を圧力タンクへ送り、圧力タンク内の空気を圧縮して、その圧力により給水する方式をいう。

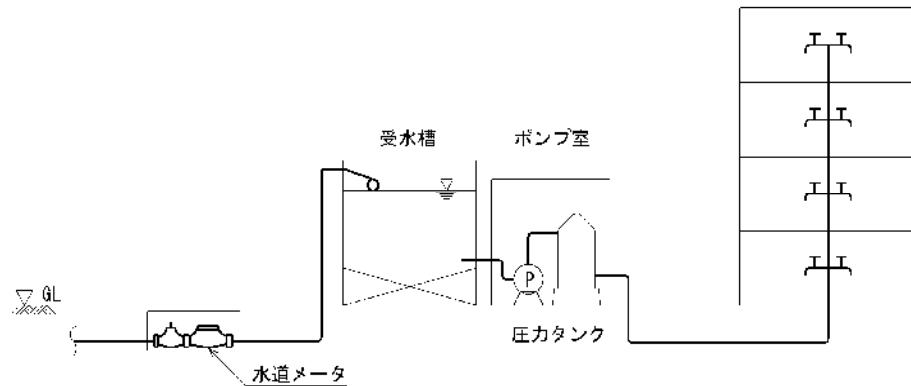


図1-6 水槽式圧力タンク給水概念図

給水装置工事の手引書 [2020.1]より引用

(3) 両者併用方式

両者併用方式とは、中高層建築物で1階及び2階部分を直結式により給水し、その他を水槽式により給水する2系統給水方式。宗像地区事務組合はこの方式を採用していない。